

一般社団法人静岡県設備設計協会役員職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）における役員が遂行する基本的な職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会長)

第2条 会長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長（代表理事）の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 期末決算に関すること。
- (4) 総会及び理事会に関すること。
- (5) 定款、規則等の制定、改廃に関すること。
- (6) 官庁に対する許可、承認、届出、報告、登記等に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 事務局職員に関すること。
- (9) 重要な契約の締結に関すること。
- (10) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (11) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (12) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (13) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (14) 予備費の使用に関すること。
- (15) 予算の流用に関すること。
- (16) 会費に関すること。
- (17) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (18) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長)

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第4条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- (3) 事務局の会計処理に関すること。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。